

所員の種類											(更新日：2025年4月)
発令	所属	種類	説明	常勤/非常勤	本務先	KGRI内の職位	人事委員会	運営会議	大学評議会	備考	
義塾	他学部等	専任教員・特任教員・研究員	既に本大学に所属し研究を職務とする教員。 各学部・研究科等による手続きが必要。 ※名誉教授、講師（非常勤）は対象外	常勤	慶應	兼任所員		○（注2）		・各部門への委嘱は行いません（KGRIセンターへの参画は業務ではなく、各研究者の研究活動の延長となります）	
		特任教員・研究員・訪問学者等		非常勤	他機関	客員所員		○（注2）	・2025年度より兼任所員→客員所員に変更 ・各部門への委嘱は行いませんが、本務先の委嘱要否を別途ご確認ください。ただし、原則として兼業依頼は行いません。		
	KGRI	特任教員・研究員（任用）	<特任教員> 「慶應義塾有期契約教員就業規則」および「慶應義塾有期契約教員に関する細則」に基づく。常勤、非常勤がある。	常勤	慶應	（本務）所員	○（注1）	○	○		
			<研究員> 「慶應義塾有期契約教員就業規則」および「慶應義塾有期契約教員に関する細則」に基づく。以下の3分類があり、常勤、非常勤がある。 (ア) P D 博士学位取得者（相当者） (イ) R A 後期博士課程在籍者（相当者） (ウ) M C 修士・専門職学位課程在籍者（相当者）	非常勤	他機関	客員所員	○（注1）	○	○		
		訪問学者（職位付与）	雇用ではない。 「訪問学者に対する職位規程」に基づく。給与は原則支給しないが、講演など特定の業務に謝金を払うことは可能。 実際に義塾を訪問し（オンライン不可）、研究活動を実施することを想定	-	他機関	客員所員	○（注1）	○	○		
	KGRI	共同研究員（職位付与）	センターのプロジェクトの企画、提案、実施推進、その他センターの目的達成のためにセンターが学外から受け入れる者。本大学大学院後期博士課程（博士課程）に在籍する学生も含めることができる。雇用ではないため、義塾から給与の支払はない。 講演など特定の業務に謝金を払うことは可能。	-	他機関	客員所員	○	○		・人事発令はありません。義塾名義の雇用証明書等の発行はできませんが、KGRI名義の共同研究員の職位付与証明は可能です。 ・「慶應義塾大学○○センター所員（KGRI共同研究員）」を名乗ることが可能です。 ・keio.jpの発行は不可。メディアセンターの利用は別途ご相談ください。	

(注1) 教授、准教授の審査時は、拡大人事委員 2 名を加えて審議する。
(注2) センター運営に関する変更届による申請